

# 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律案（仮称）の概要

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる。

## 1 概要

### 「認定こども園（仮称）」の認定

- 幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県から「認定こども園（仮称）」としての認定を受けることができる。
  - ①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）
  - ②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施
- （※）職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が定める。
- 認定施設に対し「認定こども園（仮称）」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限。

### 「認定こども園（仮称）」に関する特例措置

#### 財政措置

幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成

（※）認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）  
（政令事項）

#### 利用手続き

認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定。

## 2 施行期日 平成18年10月1日

提出予定 3月上旬

# 総合施設の機能について

保育所・幼稚園別々では  
子ども集団が小規模化。  
運営も非効率

地方

都市

・親の就労の有無で利用施設  
が限定  
・2.3万人の待機児童  
・育児不安の大きい専業主婦  
への支援が不足

総合施設(仮称)

就学前の教育・保育を一体として捉え、  
一貫して提供する新たな枠組み

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

- ・0歳～就学前の児童すべてを対象
- ・保育に欠ける子も欠けない子も受入

地域における子育て支援

- ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に  
対応した相談や親子の集いの場を提供

以上の機能を備える施設を、総合施設として  
都道府県が認定。

認定施設については、設置促進策や特例措置を検討。

幼稚園

- ・幼児教育
- ・3歳～就学前の  
子ども
- ・保育に欠けない  
子ども

機能付加

保育所

- ・保育
- ・0歳～就学前の  
子ども
- ・保育に欠ける  
子ども

機能付加

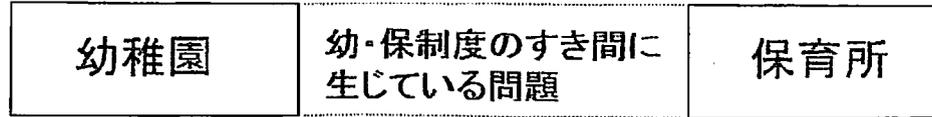
- ・幼保連携型
- ・幼稚園型
- ・保育所型
- ・地方裁量型

# 総合施設の類型として考えられるもの

地域のニーズに応じて選択が可能に

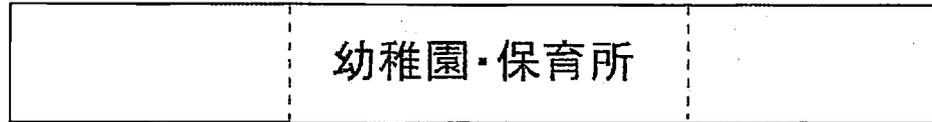
総合施設（都道府県による認定）

現状



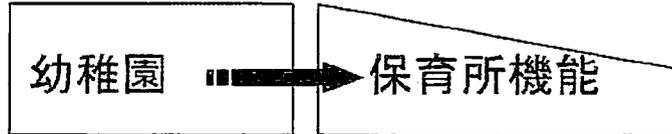
<補助制度>

幼保連携型



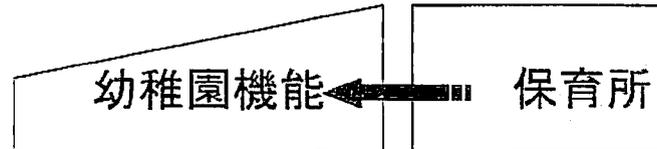
幼稚園と保育所の補助の組み合わせ

幼稚園型



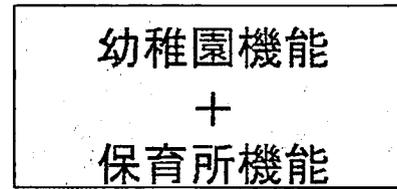
幼稚園の補助制度

保育所型



保育所の補助制度

地方裁量型



一般財源

地域における子育て支援機能

※これらの多様な類型を、総合施設として認定対象としていくとともに、幼保連携型施設設置のための規制緩和策を講じる。